

教育基本法案の廃案を求める声明

2006年5月27日

日本教育法学会 会長

伊藤 進(明治大学名誉教授・
駿河台大学法科大学院教授)

政府は、今国会に教育基本法案を提出した。本法案は、現行教育基本法を全面改正することにより、実質的に現行法を廃棄し、これとは全く異質な新法に置き換えるものとなっている。そこには、以下のように看過することのできない重大な問題点が含まれている。

第1に、国民一人ひとりの自主的・自律的な人格形成の営みを保障している現行法を、国家による教育の権力的統制を正当化する法へと転換させている点である。教育の自主性を保障する現行10条1項を、「教育は、...この法律及び他の法律に定めるところにより行われるべきもの」と変えた法案16条1項には、法律の力によって教育を統制しようとする志向が明瞭にあらわれている。

第2に、「愛国心」や「公共心」をはじめとする多くの徳目を「教育の目標」(法案2条)として掲げ、「態度を養う」という文言を介して、道徳規範を強制的に内面化させる仕組みを導入した点である。法案2条の主要部分は告示にすぎない学習指導要領の「道徳」の部分を法律規定に“格上げ”することにより、道徳律に強制力を与えるものであるが、これは思想及び良心の自由を保障する憲法19条に明らかに抵触する。

第3に、教育に関する「総合的な」施策の策定・実施権限を国に与え(法案16条2項)政府に「教育振興基本計画」の策定権限を与えることにより(法案17条)、国が教育内容の国家基準を設定し、その達成度の評価とそれに基づく財政配分を通して、教育内容を統制する仕組みを盛り込んだ点である。この仕組みにより、すでに進行している競争主義的な格差容認の教育「改革」がますます加速することになる。

今回の法案は、国民的な議論を経ることなく、密室で作成された。提案に際して、現行法を改正しなければならないことの説得的な理由は何ら示されていない。憲法と一体のものとして教育のあるべき姿を定めた《教育の憲法》を改変するには、あまりにもずさんな手続といわなければならない。

政府案に対して提出された民主党の「日本国教育基本法案」は、政府案と同様の問題点を含んでおり、また法案として一貫性・体系性を欠いている。

日本教育法学会は、1970年の学会創設以来、教育の自由を研究の軸に据えてきた。また、教育基本法改正問題が現実の政治日程にのぼってきた2001年以降は、特別の研究組織を設けてこの問題に取り組んできた。この研究の成果を踏まえ、本学会会長として、内容的にも手続的にも多くの問題をはらむ政府法案はもとより、民主党対案についても、その速やかな廃案を強く求めるものである。